

広報

いわき

6月号

平成23年(2011) No.539



特集

東日本大震災関連特集……………2～7
お知らせします 市の家計簿……………8・9



がんばっぺ いわき

いわき市
Iwaki City
0246-2461111

広報いわき/毎月1日発行
発行/いわき市

編集/いわき市行政経営部広報広聴課
〒970-8686 いわき市平字梅本21

市ホームページURL <http://www.city.iwaki.fukushima.jp>
TEL 0246(22)7402 FAX 0246(22)7469



風評被害打破に向けてキャラバンなどを実施

4月12日から2日間にわたり「『がんばっぺ!いわき』いわきの農産物は安全!オール日本キャラバン」を、東京都港区の新橋駅前S L広場で開催しました。当日、会場には各界の著名人の方々が激励に訪れたほか、トマトやイチゴ、キノコ類などの農産物などが予定を上回る早さで完売となりました。

また、5月3日から3日間、千葉県鎌ヶ谷市の鎌ヶ谷スタジアムで「『がんばっぺ!いわき』キャンペーン(物産編)」を開催し、本市物産品のPRを行いました。今後も、風評被害を打ち破るまで積極的にPRを続けていきます。



新橋駅前S L広場にて



鎌ヶ谷スタジアムにて

募集

「がんばっぺ!いわき応援隊」

広報広聴課広報係 ☎22-7402
FAX 22-7469

Eメール kohokocho@city.iwaki.fukushima.jp

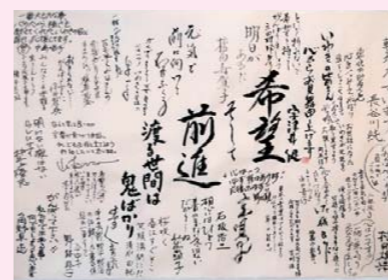
いわきの復興に向けて“がんばっぺ!いわき”のキャッチフレーズのもと、行政・企業・個人を問わず、みんなが心を一つに歩むためのエネルギーを醸成するとともに、本市への支援の輪を全国に広げるため、当応援隊を創設しました。

登録方法 同課へ備え付けの応募用紙に必要事項を記入の上、〒970-8686 広報広聴課へ(FAX・Eメールも可)

隊員の皆さんにお届けするもの メッセージ付きリストバンドや震災復興メールマガジン ※応募用紙は市ホームページでも入手可。

いわき市民の皆さんへの応援メッセージ

国内外の本当にたくさんの方々から、市民の皆さんを応援する力強く、温かいメッセージが寄せられています。応援していただける多くの皆さんの思いに答えられるよう、わたしたち市民が一丸となって、震災前よりも輝くいわきを目指し、復旧・復興へ向け、がんばっていきましょう。



テレビドラマ「渡る世間は鬼ばかり」の出演者の皆さんから



中国・撫順市の皆さんから



宮崎県延岡市の皆さんから



東京都港区の皆さんから



中国・撫順市の子どもたちから寄せられた励ましの絵

休日当番医・日曜当番医・休日歯科診療はP17をご覧ください。

表紙 紹介

被災した児童を励まそうと、自衛隊員による給食支援が4月27日、江名小で行われました。江名小と、津波の被害を受け同校に通う永崎小の児童たちは、隊員が調理した昼食と一緒に楽しく食べた後、お礼に感謝を込めて校歌を披露しました。





東日本大震災発生 そのとき、いわきは…



震度6弱、マグニチュード9.0



市民生活の再建に向けて

大地震直後、まずは水道の復旧を第一に進め、水道局を中心に、また全国各地からの応援を受け、二十四時間体制での復旧作業を続けました。その結果、当初の市内全域での断水状態から、四月上旬には復旧率が約九十八％に達しました。ところが、四月十一日、大きな余震の発生により、市内の広範囲で再び断水する事態となりました。しかし、市民のライフラインを確保するという使命感を持って、再び復旧作業に当たり、早期に大部分の地域の通水を確保することができました。また、道路の陥没箇所なども着実に整備を

広がる支援の輪

本市には、震災直後から多くの救援物資が全国各地から寄せられるとともに、自衛隊、消防団、ボランティアなどの皆さんの協力もあり、その温かい支援を被災者の皆さんへ届けることができました。また、ボランティア団体の皆さんをはじめ、著名人の方々など

進めています。

さらに市では、市民生活の再建に向けて、り災証明の発行、見舞金などの給付の一時提供住宅の確保、がれきの撤去作業、緊急雇用対策、融資制度の整備など、各部門でさまざまな取り組みを実施しています（六七頁参照）。

これまでに寄せられた義援金の状況（5月2日現在）

- ▶被災された方々に対する生活支援のための義援金 351,047,554円
- ▶災害復旧および復興のための義援金 441,216,916円

復旧・復興に向けて

本市は、このたびの震災により、まさに未曾有の多重被災による過酷な状況にあります。しかし、これら苦境を乗り越え、復興、そして未来へとつなぐ取り組みが求められています。市では、今後も復旧・復興に向け、さまざまな取り組みを進めるとともに、市民が共有できる復興の姿を明確に示すこと、また法令・制度など従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想による政策の立案と、その政策を早期かつ確実に具現化することを基本に、復興ビジョンなどを策定し、市長を先頭に全力で取り組んでいきます。

未曾有の大震災

三月十一日、午後二時四十六分、未曾有の大震災・大津波が東日本を襲いました。本市も例外ではなく沿岸部を中心に甚大な被害を受け、多くの方が犠牲となりました。水道も市内全域で断水し、道路も各所で陥没しました。市内の避難者は百二十七カ所、一万九千八百十三人にも上りました。

原発事故と風評被害

復旧に立ち上がろうとした翌三月十二日、本市の中心部からは約五十キロ離れた福島第一原子力発電所で水素爆発が起こり、それにより、原子力発電所から少しでも遠くに離れようと市内の多くの方々が街を離れました。一方、市外の多くの方々

市内の被害状況（5月17日現在）

- ・死亡者数 303人
- ・住家被害 18,090棟
- ・市内の避難者数 1,119人（避難所数：33カ所）

も、いわきに近づくのは危険だと思い込み、物や人が本市に入って来なくなり、ガソリンや飲料水などが枯渇し、市民生活に重大な支障が生じる状態が約一週間続きました。そのため、市長が先頭に立ち、国などに強く働き掛ける一方、全国からの温かい支援により、物流も次第に回復し、一歩一歩、復旧・復興に歩み始めました。ところがその後、南東北や北関東で採れた野菜類から放射性物質が検出されたことにより、放射性物質とは関係のないハウスの中で栽培された農産物などが取り引きを拒否されたり、通常の半値以下で取り引きされるようになりました。さらには、工業製品なども放射線検査を行わないと取り引きできないなどの状況になりました。そこで市では、いち早く本市の農産物の安全性をPRするキャンペーンを市内や首都圏で実施するとともに、工業製品などの残留放射線の測定を実施するなど、これらの風評を払拭すべく取り組みました。

震災後の市の経過

月日	経過と主な対応
11月	○市災害対策本部を設置 ○市内沿岸部全域に避難指示 ○県知事に自衛隊派遣を要請 ○避難所を開設 ○支援物資集配センターをいわき平競輪場に開設 ○久之浜・大久地区に自主避難を呼び掛け ○地震災害に関する外国人相談窓口を開設
12月	○要望活動「民主党、自民党関係」 ○市災害救援ボランティアセンターを開設 ○常磐西郷町忠多地区（忠多団地）に避難指示 ○40歳未満の方に「安定ヨウ素剤」の配布を開始 ○東日本大震災いわき市義援金の受け付けを開始 ○福島原発事故の放射線リスクについての講演会を開催 ○市民への食糧等の配布を実施（28日で終了）
13月	○新常磐交通路線バス、一部路線で運行を再開 ○ごみ収集を一部再開 ○水道水測定の結果、乳児の水道水の摂取を制限（31日解除） ○要望活動「政府、民主党、自民党関係」 ○「市民生活の安寧（生活支援、生活確保、風評被害の解消）」 ○市民課・市民生活課・国保年金課の各窓口で通常業務再開 ○臨時市長記者会見（総合窓口の設置、住宅一時提供） ○要望活動「政府、民主党、自民党関係」 ○農林水産物の風評被害の解消
14月	○総合窓口を市文化センターに設置し、り災証明申請や、り災者に対する住宅の一時提供の申請、中小企業者に対する金融支援等に関する相談業務を開始 ○臨時市長記者会見（ごみ収集の全面再開、家庭から出た災害ごみの受け入れ、被災した中小企業者に対する金融支援策）
15月	○要望活動「政府、民主党、自民党、公明党、県知事関係」 ○福島第一原発災害の早期収束 ○風評被害の解消 ○中小企業等への支援 ○風評被害に対する補償の充実 ○雇用対策の充実 ○小名浜港の復興 ○磐越東線「いわき駅・小野新町駅間の通常運転を開始」 ○市義援金の申請受け付けを開始 ○田人地区（貝屋・神山・才鉢・堀越）に避難指示（16日解除）【次頁へ続く】
16月	○要望活動「政府、民主党、自民党関係」 ○「水産業への対応」 ○黙祷（サイレン吹鳴と共に） ○臨時市長記者会見（避難区域等の設定） ○市内の水道がほぼ復旧。同日の余震により市内全域で再び断水 ○常磐線「いわき・水戸駅間の運転を再開」 ○「いわきの農産物は安全！オーラル日本キャラバン」を東京で開催（13日） ○がれき撤去を開始 ○臨時市長記者会見（一時提供住宅の提供開始、義援金の配分）
17月	○要望活動「政府、民主党、自民党関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「原子力安全・保安院」 ○「放射性物質の海洋放出」 ○市立幼稚園入園式 ○臨時市長記者会見（当面の緊急雇用対策） ○「いわきの農産物は安全！オーラル日本キャラバン」を開催（10日）
18月	○要望活動「政府、民主党、自民党、公明党、県知事関係」 ○福島第一原発災害の早期収束 ○風評被害の解消 ○中小企業等への支援 ○復興への支援 ○ごみ収集を全面再開 ○臨時市長記者会見（津波により損壊した家屋等の撤去、風評被害を打ち破れ！キャンペーン、一時提供住宅の申請状況等） ○市立小・中学校入学式、平成23年度入学を祝う会
19月	○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」
20月	○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」
21月	○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」
22月	○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」
23月	○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」
24月	○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」
25月	○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」
26月	○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」
27月	○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」
28月	○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」
29月	○要望活動「県知事関係」 ○「水産業への対応」 ○要望活動「県知事関係」

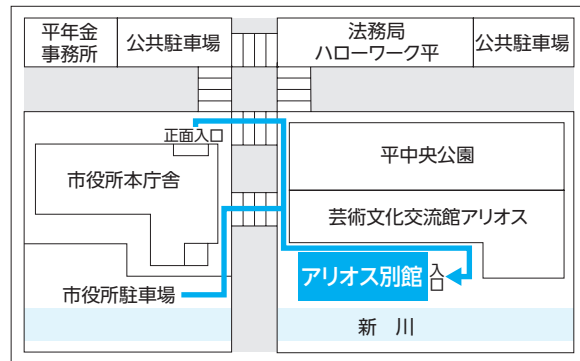
課名 (移転先)	係名など	電話番号
市民協働課 (アリオス別館3階)	協働推進係	21-8101
	都市交流係	21-8104
	(財)市国際交流協会	21-8114
市民生活課 (アリオス別館3階)	市民生活係	21-8119
	交通安全防犯係	21-8126
市民課 (アリオス別館1階)	管理グループ	21-3296
	届出・証明グループ	21-3314
	届出・証明グループ(郵送業務)	21-3329
	戸籍グループ	21-3338
	住民台帳グループ	21-3376
国保年金課 (アリオス別館4階)	庶務係	21-8134
	調査給付係	21-8138
	国保税係	21-8141
	高齢者医療係	21-8143
	国民年金係	21-8149

震災により執務室が被害を受けたため、これまで本庁舎一階で業務を行っていた市民協働課・市民生活課・市民課・国保年金課の窓口は、芸術文化交流館アリオス別館へ移転しました。

来館される際は、市役所本庁舎駐車場や、近隣の公共駐車場をご利用ください。また郵便物については、従来どおり、市役所本庁舎の所在地(平字梅本二十一番地)へ送付してください。

窓口をアリオス別館へ移転

本庁舎内の市民協働課・市民生活課・本庁市民課・国保年金課



アリオス別館での市民課窓口の様子

防災行政無線屋外拡声子局の機能停止について

市災害対策本部 ☎25-0503

3月11日に発生した東日本大震災による津波被害に伴い、防災行政無線屋外拡声子局の緊急点検を実施した結果、次の子局(Noは管理番号)については、地震や津波による支柱の倒壊や、海水の浸入による塩害などのため、現在、修復不可能な状態にあります。

また、これら以外の子局についても、余震の影響などにより稼働不良となる恐れがあります。

なお、沿岸部で強い揺れや長いゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波の恐れがありますので、できるだけ早く高い所へ避難してください。

- 【久之浜】 No.1末続、No.2金ヶ沢、No.3館の山(漁港)、No.5中町、No.6南町
- 【四倉】 No.10六丁目(漁港)
- 【平】 No.23藤間鯨、No.28沼の内浜街、No.31薄磯須賀(消防詰所)、No.32薄磯小塚(豊間中)、No.34豊間船附、No.35豊間八幡町、No.36~38・81豊間塩場
- 【小名浜】 No.41江名風越、No.46小名浜下神白館ノ腰、No.47小名浜下神白武城(下神白保育所)、No.50小名浜三崎、No.52小名浜辰巳町(いわき・ら・ら・ミュウ)、No.54小名浜高山
- 【勿来】 No.64小浜渚(漁港)、No.65岩間川田(消防詰所)、No.66佐糠一丁目(植田保育所)、No.78勿来九面九浦(漁港)

広がる支援の輪 ~温かいご支援をいただきありがとうございます~

多くのボランティアの皆さんが参加

3月16日に「市災害救援ボランティアセンター」を開設。5月19日現在、延べ20,184人の方が避難所での支援や支援物資の受け入れ、被災した家屋内外の片付けや清掃作業などに、積極的に取り組んでいただきました。



被災家屋などの片付け

ボランティアを募集

- ▶内容 被災家屋内外の片付けや清掃作業など
- ▶受付場所 市災害救援ボランティアセンター(社会福祉協議会内 ☎22-5501)
- ▶受付時間 9時~15時
- ※宿泊や食事、移動手段の確保は各自での対応となります。

消防団の皆さんが地域のために活動

震災直後から「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域愛護の精神で、昼夜を問わず、災害救援に係るさまざまな活動に懸命に取り組んでいただきました。



行方不明者の捜索活動



給水所での配水活動

- 主な活動例
- ・大津波警報発令に伴う避難誘導
- ・救助活動や行方不明者の捜索活動
- ・給水所での配水活動
- ・避難所などへの食糧配布
- ・仮設入浴施設の警戒など

○このほか、自衛隊や自治会、他自治体の応援職員など、多くの皆さんにご協力をいただいています。

災害対応に要する補正予算の主な内容

- 4月1日専決分
 - ▶市中小企業融資制度預託金=25億円
 - ▶市中小企業融資制度信用保証料補助金=3億8,500万円
- 4月28日専決分
 - ▶災害廃棄物関連事業費=82億9,621万6千円
 - ▶公共施設復旧事業費=27億629万4千円
 - ▶災害弔慰金等支給事業費=19億3,990万円
 - ▶住宅応急修理事業費=3億6,400万円
 - ▶いわき産農林水産物風評被害対策事業費=1億3,289万8千円
 - ▶災害支援物資管理事業費=1億1,130万9千円
 - ▶災害援護資金貸付金=7,909万9千円
 - ▶土地区画整理事業特別会計=200万円
 - ▶下水道事業特別会計=3億6,822万2千円
 - ▶中央卸売市場事業特別会計=8,082万8千円
 - ▶農業集落排水事業特別会計=3,919万5千円
 - ▶病院事業会計=5,167万9千円

平成23年度予算 災害対応に係る予算を専決処分

本年二月から三月にかけて開催されたいわき市議会二月定例会において、総額二千五百四十七億三千三百万円に上る平成二十三年度当初予算が審議され、可決されましたが、震災に伴い、災害対応に係る経費として、次のとおり補正予算を編成しました。これらは緊急を要する経費として、市長による専決処分を行いました。

○四月一日専決分
震災で事業活動に影響を受けた中小企業者を金融面から支援するため、一般会計で総額二十八億八千五百万円に上る補正予算を計上

○四月二十八日専決分
災害対応に係る経費として、一般・特別・企業会計を合わせて総額百五十二億二千二百七十七万円に上る補正予算を計上

7	3	2	2928	27	25	21	18	17	16	4月
○市民協働課・市民生活課・市民課の窓口業務をアリオス別館へ移転	○「がんばっぺ!いわきキャンペーン(物産編)」を千葉で開催(5日)	○要望活動「政府、民主党、自民党」の復興構想会議の検討にあたって	○要望活動「政府、民主党、自民党」の復興構想会議の検討にあたって	○要望活動「政府、民主党、自民党」の復興構想会議の検討にあたって	○要望活動「政府、民主党、自民党」の復興構想会議の検討にあたって	○要望活動「政府、民主党、自民党」の復興構想会議の検討にあたって	○要望活動「政府、民主党、自民党」の復興構想会議の検討にあたって	○要望活動「政府、民主党、自民党」の復興構想会議の検討にあたって	○要望活動「政府、民主党、自民党」の復興構想会議の検討にあたって	○要望活動「政府、民主党、自民党」の復興構想会議の検討にあたって

住宅再建に向けた支援制度など

制度名	内容
住宅の応急修理制度	全壊・大規模半壊・半壊などの被害を受けた住宅の応急修理に要した費用について、一定の範囲内（1世帯当たりの限度額は52万円）で市が直接、業者に支払う制度です。 ※所得制限（半壊の場合）や応急仮設住宅を利用しないなどの要件があり、申請には「り災証明書」が必要です。○申請場所・お問い合わせ 市文化センター2階相談窓口 ☎21-4108（受付時間：9時～17時）※各支所でも受け付けています。
地震被災建築物相談室	被災された建築物の相談を、平日の9時から17時まで受け付けています。 ○お問い合わせ 社福島県建築士会いわき支部 ☎080-6046-8130 財福島県建築士事務所協会いわき支部（有寿設計）☎29-2355

介護保険料、軽自動車税・自動車税に関すること

区分	内容
介護保険料（第1号被保険者）・利用者負担額の減免	震災により自宅が全壊・半壊等の被害を受けた場合や、主たる生計維持者が死亡した場合、事業の休廃止、離職により収入が著しく減少している場合などは、申請により減免します。○お問い合わせ 長寿介護課介護保険係 ☎22-7616
軽自動車税・自動車税	毎年5月に発送している納税通知書は、発送日が延期となりました（障がいのある方などの減免申請期限日についても延期）。また、平成22年度の課税により交付された納税証明書の有効期間（平成23年5月30日）も次のとおり読み替えることとしますので、6月以降に車検を受けられる場合は、そのままお持ちください。 ▶平成22年度の納税証明書の有効期間 軽自動車税：平成23年7月31日 自動車税：平成23年10月30日（当面の措置） ○お問い合わせ 市民税課市民税第三係（軽自動車税）☎22-7428 県いわき地方振興局県税自動車税チーム（自動車税）☎24-6025

中小企業者への支援（申請場所：市文化センター2階総合窓口 ☎21-4115）

支援制度	内容
市中小企業融資制度（災害対策特別資金）	▶対象 震災により事業活動に影響を受けた市内の中小企業者で、信用保証協会の保証（災害関係保証）の承諾を得られた中小企業者 ▶融資限度額 運転資金と設備資金あわせて3千万円 ▶融資期間 10年以内（うち据置期間2年以内） ▶金利 固定 年1.5%以内 ▶保証料 年0.7%（市が全額を補助） ※申請時に市発行の「り災証明書」または「被災証明書」の提出が必要です。
市中小企業不況・倒産関連対策資金融資	▶対象 震災や原発事故に伴う風評被害などにより売上高等が減少するなど、中小企業信用保険法第2条第4項第5号（セーフティネット保証）の要件に該当すると市長が認めた中小企業者 ▶融資限度額 運転資金と設備資金あわせて3千万円 ▶融資期間 10年以内（うち据置期間1年以内） ▶金利 固定 年2.05%以内 ▶保証料 年0.8%（市が全額を補助）

り災証明・被災証明の申請を受け付け

市災害対策本部 ☎25-0503
▶申請窓口 市文化センター2階総合窓口（☎21-4101）・各支所
▶受付時間 9時～17時

修理再生した家具を無料で提供

クリンピーの家 ☎56-3651
▶抽選日時 7月9日（土）10時
▶対象 市内で避難されている方
▶申込方法 7月8日（金）までに同施設窓口で

震災により予防接種を受けられなかった方へ

保健所地域保健課感染症対策係 ☎27-8595
震災により定期の予防接種を受けることができず、対象年齢を過ぎてしまった方は、公費で予防接種を受けることができます。期間は9月ごろまでの予定です。詳しくは、保健所または医療機関へご相談ください。

津波により被災した自動車を市が一時保管

廃棄物対策課指導係 ☎22-7604
市が保管している被災自動車の情報を順次、市役所本庁舎・各支所掲示板や市ホームページで公示しています。所有車を確認した方は、平日の9時から17時までに同課へご連絡ください。※公示後3カ月が経過した自動車は、市が処分。

被災された皆さんへの支援制度など

各制度の詳しい内容などについては、各問い合わせ先や窓口へ確認してください。なお、5月20日現在で作成していますので、掲載内容が変更となる場合があります。

住宅が被災された方などへの支援

◆見舞金・義援金などの支給

（持参いただくもの：印鑑、世帯主名義の通帳またはキャッシュカード）
※共通様式の「被災状況調書兼委任状」で全ての見舞金・義援金などの申請が可能となり、申請された方には受付票を交付しています。なお、住家などに被害が無く福島第一原発から30km圏内にのみ該当する場合は、別途申請が必要となります。

区分	対象（次のいずれかに該当する世帯）	支給額
市被災救助費	救助金 ①全壊・全焼 ②半壊・半焼 ③床上浸水	①=1世帯当たり10万円（被災者1人に付き2万円を加算） ②=1世帯当たり5万円（被災者1人に付き1万円を加算） ③=1世帯当たり3万円
	弔慰金 家族に亡くなられた方がいる	大人1人に付き20万円、小人1人に付き10万円
り災救助基金協議会の救助費	①全壊・全焼 ②半壊・半焼 ③床上浸水	※支給額については、現在調整中。
災害弔慰金	家族に亡くなられた方がいる	主に生計を維持していた方が亡くなられた場合は500万円（これ以外の方の場合は250万円）
災害障害見舞金	障がいが残った方	主に生計を維持していた方に障がいが残った場合は250万円（これ以外の方の場合は125万円）※診断書の添付が必要。
義援金	市 ①全壊・全焼 ②半壊・半焼	①②③=1世帯当たり5万円
	県 ③福島第一原発から30km圏内	①②③=1世帯当たり5万円
国	①③=1世帯当たり35万円 ②=1世帯当たり18万円 ※このほか、家族に亡くなられた方や行方不明の方がいる世帯は、1人に付き35万円を支給します。	

◆被災者生活再建支援制度

対象（次のいずれかに該当する世帯）	基礎支援金	加算支援金
①全壊など ②半壊以上で危険などのため解体 ③大規模半壊	①②=100万円 ③=50万円 ※り災証明書・世帯全員の住民票・世帯主名義の預金通帳の写しなどを添付。	※住宅の再建方法により50万円～200万円が加算。各種契約書などの添付が必要。

◆災害援護資金の貸し付け

対象（次のいずれかに該当する世帯）	貸付限度額	主な貸付条件
世帯主に療養期間が1カ月以上の負傷がある	①=150万円 ②=250万円 ③=270万円 ④=350万円	▶償還期間 13年（うち据置期間6年） ▶利率 保証人がいる場合=無利子、保証人がいない場合=年利1.5% ※所得制限があります。 ※東日本大震災限定の特例措置となります。
世帯主に負傷がない（療養期間が1カ月未満の負傷を含む）	①=150万円 ②=170万円 ③=250万円 ④=350万円	

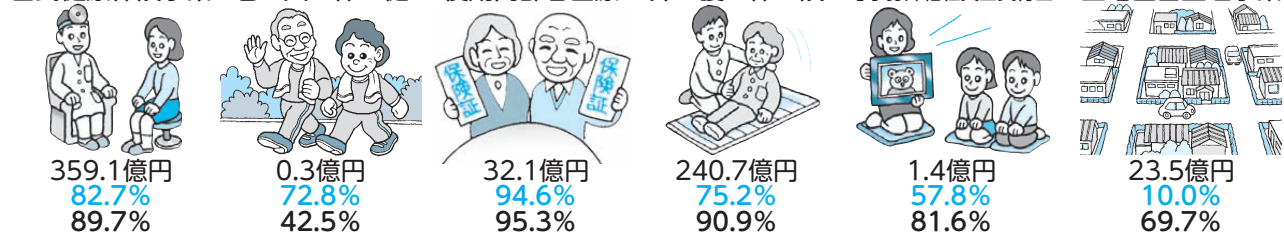
※案内（共通） 申請場所：市文化センター2階総合窓口・各地区保健福祉センター
受付時間：9時～17時 ○お問い合わせ 保健福祉課社会係 ☎22-7612

特別会計

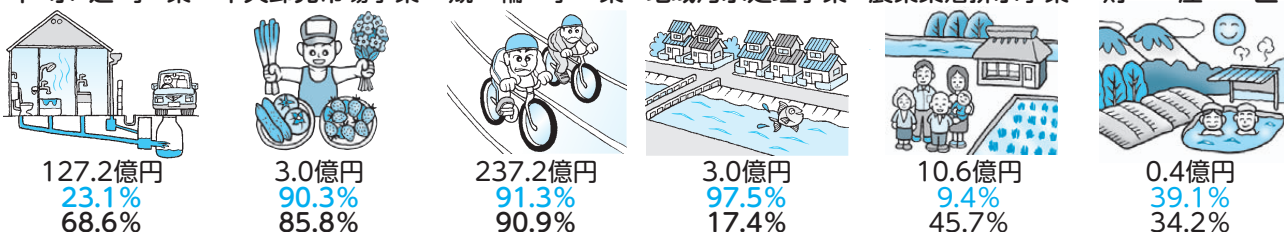
特別会計は、国民健康保険事業など特定の事業を行う場合、特定の歳入（国民健康保険税など）をもって特定の歳出（医療費など）に充てる会計であり、一般会計と区別されます。

予算額 1,038.5億円
収入率 73.6%
支出率 86.7%

国民健康保険事業 老人保健 後期高齢者医療 介護保険 母子寡婦福祉資金貸付金 土地区画整理事業



下水道事業 中央卸売市場事業 競輪事業 地域汚水処理事業 農業集落排水事業 財産区



特集

市債の現在高

市債は、市が行う大規模な建設事業や災害復旧事業などに認められる借入金で、将来は利子を付けて返済します。市債を活用して整備した道路や学校などは、市民の皆さんが将来にわたり利用するものですので、返済は次の世代の方々にも負担していただくという考えに基づいています。

(単位：億円)

区分	現在高	主な内訳
一般会計	1,277.3	一般単独事業債 473.8
		臨時財政対策債 306.4
		学校教育施設等整備事業債 113.2
		一般公共事業債 87.7
		一般廃棄物処理事業債 70.3
		減税補てん債 63.5
		退職手当債など 162.4
特別会計	838.3	下水道事業債 720.7
		土地区画整理事業債など 117.6
企業会計	421.4	水道事業債 369.1
		病院事業債 52.3
合計	2,537.0	

ふるさと寄附金

ふるさと納税として、市民税等の控除対象となる個人から本市への寄附金については、次のとおりです。

○平成22年度分：3,471,612円（23件）

企業会計

企業会計は、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計で、一般会計や特別会計と区別されます。本市では、水道事業と病院事業が該当します。

(単位：億円)

会計名	収入予算額	収入率(%)	支出予算額	支出率(%)
水道事業	104.4	99.3	141.8	89.1
病院事業	195.0	100.0	214.5	96.2
合計	299.4	99.8	356.3	93.4

○一般会計・特別会計

土地=56,257,282㎡ 有価証券等=17億2,630万円
建物=1,502,945㎡ 基金残高=226億4,536万円
立木=354,027㎡ (現金188億6,771万円)
車両=738台 (現物37億7,765万円)

○企業会計

土地=760,887㎡ 車両=71台
建物=87,782㎡ 構築物等=888億3,495万円

一時借入金現在高

一般、特別、企業の各会計とも0円

お知らせ
します

市の家計簿



市では「いわき市財政状況の作成及び公表に関する条例」に基づき、市の財政状況を明らかにするため、平成22年度予算の本年3月31日現在の執行状況を作成・公表しています。

今月号では、公表している内容の概要をお知らせします。

○お問い合わせ
財政課予算調整係
☎22-7565

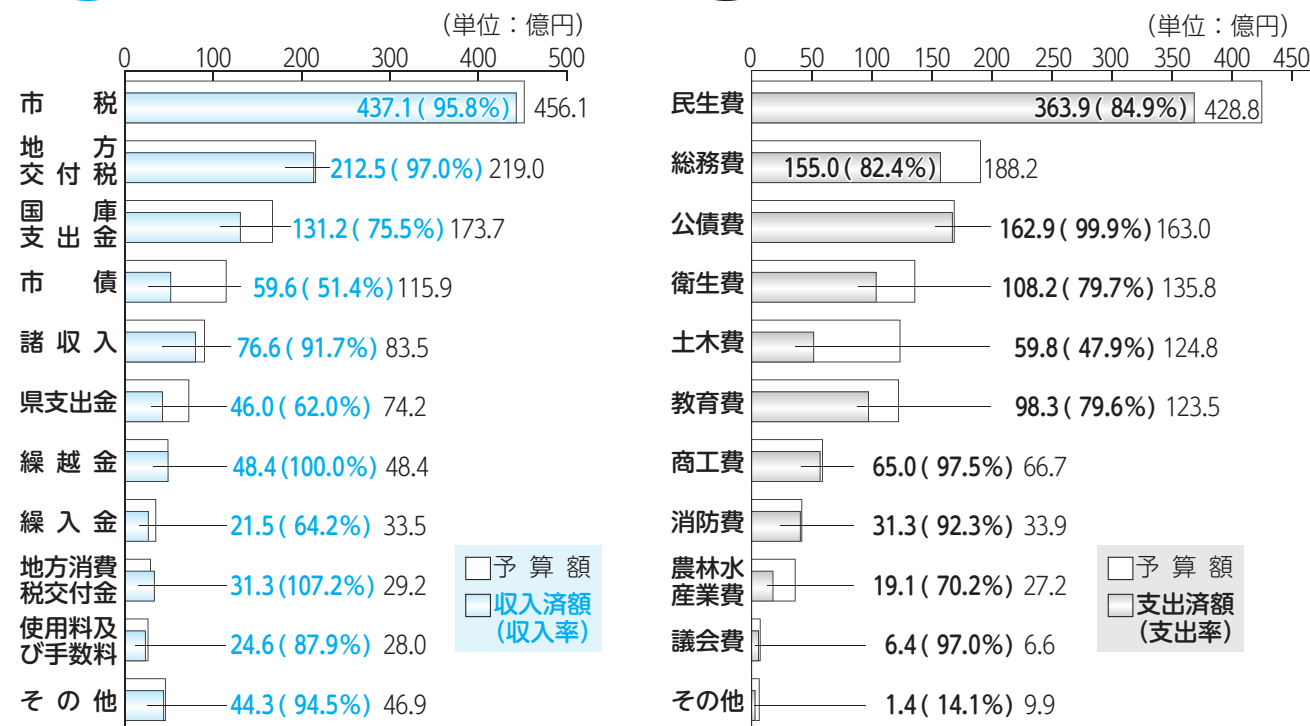
平成22年度予算の3月31日現在の執行状況

一般会計

一般会計は、福祉や教育、土木など市の一般的な事業の大部分を経理する会計です。平成22年度の一般会計最終予算額は、1,308億4千万円となっています。なお、歳入のうち「市債」の収入率が低くなっているのは、市債の借入時期が出納整理期間の5月に集中しているためです。

歳入 予算額 1,308.4億円
収入済額 1,133.1億円 (収入率86.6%)

歳出 予算額 1,308.4億円
支出済額 1,071.3億円 (支出率81.9%)



- 市税 市民の皆さんや法人が市に納めるお金
- 地方交付税 一定水準の行政サービスを提供するため、国から交付されるお金
- 国庫支出金 特定の目的のために国から交付されるお金
- 市債 道路や学校などの整備を行うために借入のお金
- 諸収入 市の預金利子や貸付金の元金収入など、ほかの収入には含まれないお金
- 県支出金 特定の目的のために県から交付されるお金
- 繰越金 前年度の会計から持ち越されたお金
- 繰入金 他会計や各種基金から繰り入れるお金
- 地方消費税交付金 県税である地方消費税のうち、市に交付されるお金
- 民生費 高齢者・障がい者・児童などの福祉、保育所などに使われるお金
- 総務費 市税、戸籍、選挙関係、そのほか一般的な管理事務に使われるお金
- 公債費 借入金(市債)の返済に使われるお金
- 衛生費 各種検診や予防接種、ごみ処理などに使われるお金
- 土木費 道路や住宅、公園の整備などに使われるお金
- 教育費 学校教育や文化・スポーツ振興などに使われるお金
- 商工費 商工業や観光の振興などに使われるお金
- 消防費 消防・水防・災害対策などに使われるお金
- 農林水産業費 農林水産業の振興などに使われるお金
- 議会費 市議会の運営などに使われるお金

※表中の金額については、表示単位未満をそれぞれ四捨五入しています。

市の組織を再編

組織再編の主な内容は次のとおりです。

新設

復興支援室

東日本大震災からの復旧・復興に当たり、全庁的な視点から被災者の生活再建に向けた各種支援策を推進していくため、行政経営部行政経営課の課内室として「復興支援室」を新設

法令遵守推進室

市職員の法令遵守の推進や庁舎内における市民・市職員の安全確保を図るため、総務部職員課内に「法令遵守推進室」を新設

交流事業推進課

本市の復興や地域経済の再生に向け、賑わいの回復・創出や交流人口の回復・増大など、復興のシンボルとなる取り組みを推進するため、商工観光部内に「交流事業推進課」を新設

再編

▼本庁市民課にグループ制を導入
業務内容や繁忙・閑散の

○お問い合わせ
総務課行政管理係
☎22・7407

状況などに柔軟に対応するため、係制を廃止し、グループ制を導入

▼環境整備課の係体制を再編
環境整備係とリサイクル係が担当していた事務を整理・統合し、ごみの収集運搬と減量などを担当する「事業係」と、一般廃棄物の処分に係る入札・契約などを担当する「庶務係」に再編。また、ごみゼロ推進係を「企画係」へ改称

▼生活排水対策室を再編
昨年度策定した「下水道中期ビジョン」に基づき、経営財務と事業計画の役割を集約し、企画立案機能の強化を図るため、下水道建設課の計画係を排水対策課に移行し「事業計画係」に再編

▼平・小名浜地区保健福祉センターの係体制を再編
生活保護世帯の自立助長を図り、査察指導体制の適正化を図るため、保護係を一係から二係体制に再編

お知らせ Information

※余震の影響などにより、内容が変更となる場合があります。

広報広聴課広報係 ☎22-7402
☎22-7469

▶市政情報番組「いわきWith」
毎週月曜日 19:00~19:30

▶GOOD DAY いわき プラス
月~金曜日 7:44~12:10~

※市政情報番組「いわきWith」と「GOOD DAY いわき プラス」は、震災関連情報に振り替えて放送する場合があります。

▶古紙回収実施の有無 (当日に放送)
回収日が月~金曜日 7:43ごろ
回収日が土曜日 7:59ごろ

福島中央テレビ 6月18日(土) 9:25~
福島放送 19日(日) 11:45~
福島テレビ 19日(日) 13:55~
テレビユー福島 25日(土) 9:25~
※放映日時は変更となる場合があります。

今月の納期 (納期限6月30日(木))
下水道事業受益者負担金 第1期

いわき市の人口と面積
人口 341,402人 (-303)
世帯数 128,754世帯 (-21)
面積 1,231.35km²
平成23年3月1日現在/(前月比)
※震災の影響により、3月1日現在の数字となっています。



案内

市長の資産などを公開

情報公開センター

☎22・7436

「政治倫理の確立のためのいわき市長の資産等の公開に関する条例」の規定に基づき、市長の所得等報告書と関連会社等報告書を公開します。

▼公開開始日 7月4日(月)
▼ところ 情報公開センター (本庁舎1階)

※閲覧する際は、書類に必要事項を記載し、同センター内で閲覧となります。

生け垣設置費を補助

公園緑地課管理係

☎22・7518

▼対象 道路に面する部分の総延長が5m以上で、高さが60cm以上の樹木を1m当たり2本以上植栽する方

▼補助額 ①生け垣設置Ⅱ 1m当たり5千円を限度 (上限7万円) ②生け垣設置のための掘撤去Ⅱ 1m当たり4千円を限度 (上限5万6千円)

▼応募方法 同課、各支所などに備え付けの申込書に必要事項を記入し、同課へ持参提出

▼応募期限 6月30日(木)

重度心身障がい者の 交通費を助成

障がい福祉課事業係

☎22・7485

▼対象 身体障害者手帳1級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受け、所得税が非課税で在宅の方

▼助成額 年額1万2千円 (年度途中で助成資格に該当した場合は月割り)

▼申請場所 居住地の地区保健福祉センター
▼申請に必要なもの 交付

※申し込み多数の場合は、予算の範囲内で抽選。

※過去に助成を受けた方も毎年度、申請が必要です。

広報いわき発行中止のお詫び

広報広聴課広報係 ☎22-7402
震災の影響により、広報いわき4・5月号の発行をやむを得ず中止せざるを得ない状況となりました。4月18日に臨時号『がんばっぺ!いわき通信』を発行し、災害関連の情報などをお知らせしましたが、市民の皆さんにご不便をお掛けしたことをお詫びいたします。

を受けた手帳、印鑑、本人名義の預金口座番号を過去の助成を受けた方も毎年度、申請が必要です。

平成22年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開センター ☎22-7436

「いわき市情報公開条例」「いわき市個人情報保護条例」に基づいて、各制度の昨年度における開示請求件数と、これに対する市の開示決定内容などについてお知らせします。

実施機関別の開示請求件数

実施機関	情報公開	個人情報
市長部局	801	100
教育委員会	117	0
選挙管理委員会	1	0
監査委員	1	0
公平委員会	1	0
農業委員会	1	0
固定資産評価審査委員会	0	0
消防本部	4	1
水道局	353	9
総合磐城共立病院	17	64
議会	2	0
合計	1,298	174

○情報公開制度

▶開示請求 1,298件
▶市の開示決定
・全部開示=103件 (7.9%)
・部分開示=1,194件 (92.0%)
・不開示=1件 (0.1%)



○個人情報保護制度

昨年度末の市が保有していた個人情報ファイル(※)は、854件でした。なお、保有個人情報の訂正請求や利用停止請求は、2件でした。

▶開示請求 174件
▶市の開示決定
・全部開示=46件 (26.4%)
・部分開示=125件 (71.9%)
・不開示=3件 (1.7%)

○不服申立ての状況

情報公開制度や個人情報保護制度では、市の開示決定に対して、申請者が不服申立てをすることができます。

審査中であった不服申立て2件については、決定がなされ、1件は棄却、1件は却下しました。

なお、昨年度は1件の不服申立てがあり、今後、いわき市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問する予定です。

※用語の説明

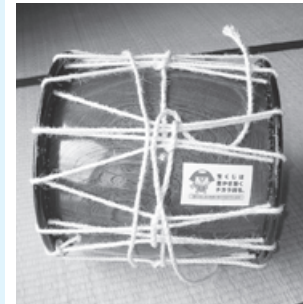
▶個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物で、事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索できるように、体系的に構成したもの。または、氏名・生年月日・その他の記述などにより、特定の保有個人情報を検索できるように、体系的に構成したもの

**宝くじの助成金で
整備した備品の利用を**

市民協働課協働推進係
☎21・8101
(財)自治総合センターでは、コミュニティの健全な発展と宝くじの普及広報を目的に、コミュニティ助成事業を実施しています。市では同事業を活用し、地区パランスを考慮しながら、計画的に自治会などに助成を行っています。

平成22年度は次の自治会などが助成を受け、備品を整備しました。これらの一

部は広くコミュニティ活動などに利用できます。
・泉地区地域振興協議会
・大行列衣装や奴笠など
・上遠野区Ⅱ屋外照明器具
・発電機、太鼓など
※備品の利用を希望する方は、同課へ連絡してください。



上遠野区所有の太鼓

お知らせ

**草野心平記念文学館・
草野心平生家へどうぞ**

☎83-0005

○草野心平記念文学館～スポット展示「猪狩満直」を開催～
▶とき 6月4日(土)～7月31日(日)
▶開館時間 9時～17時 (入館は16時30分まで)
▶休館日 毎週月曜日 猪狩満直
▶観覧料 一般=420円、高校・高専・大学生=310円、小・中学生=150円
※6月30日(木)までは無料で観覧できます。

○草野心平生家～ワークショップ「カエルの折り紙をつくろう」を開催～
▶とき 6月25日(土) 14時～15時30分
▶定員 30人 (先着順)
▶持参するもの はさみ・のり
※申し込み不要。幼児は保護者同伴。



**フラワーセンターの
各種教室の受講生など**

☎22・5667

▼教室名/とき
①フラワーエコバッグ(ハングリング) / 6月25日(土)
②フラワーセンター散策 / 7月2日(土) (雨天中止)
③野生キノコの見分け方 / 7月13日(水)

▼時間 ①② 13時30分～15時30分 ③ 9時30分～15時

▼募集人員 ① 20人 ② 30人 (いずれも先着順)

▼参加費 ① 1千500円 ② 2千500円 ③ 3千500円 (教材希望の方は300円別途)

▼応募方法 ①③ 6月15日(水)9時から電話か同センター窓口で ② 当日、同センター窓口で



華やかなフラワーエコバッグ

保健

保健所地域保健課感染症対策係からのお知らせ

○6月1日から7日はH1V検査普及週間
エイズは早期発見、早期治療が大切です。市では、無料でH1V検査を実施していますので、この機会に検査を受けましょう。

▼とき/ところ 毎週月曜日 13時～17時 (第2・4月曜日は19時まで) / 総合保健福祉センター

▼申込方法 事前に電話で※検査は匿名で受けることができ、検査結果は当日分かります。

○肝炎検査を無料で実施
▼とき/ところ 毎週月曜日 9時～11時30分 / 総合保健福祉センター

▼申込方法 電話か窓口で



お知らせ

募集

市嘱託職員

障がい福祉課事業係
☎22・7485

市では、就労を通じて社会参加を促進するため、知的障がいのある方を嘱託職員として採用します。

▼対象 本年4月1日現在、市内に居住する18歳以上で、療育手帳を有し、自力で通勤ができ、民間企業

業などでの就労経験がない方
▼職務内容 事務補助や軽易な作業など
▼雇用期間 8月1日～来
年3月31日
▼募集人員 2人 (面接により選考)
▼応募方法 同課、各地区保健福祉センターに備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、〒970-1868 障がい福祉課へ(直接持参も可)
▼応募期限 6月30日(木)必着

障がい福祉課事業係からのお知らせ

☎22-7485 ☎22-3183
Eメール shogaifukushi@city.iwaki.fukushima.jp

障がいのある方もボランティアとして交流したい方も、一緒にレクリエーションやスポーツを楽しんでみませんか。

○わいわい塾の参加者とボランティアを募集
▶とき 7月10日から来年3月4日までの毎月第1または第2日曜日(全9回)10時～正午
▶ところ みはま体育館など市内各所
▶対象 ①障がいのある方で、活動場所までの移動手段を確保できる方 ②ボランティアとして継続して参加できる方
▶内容 各種レクリエーションゲームなど
▶募集人員 100人程度 (先着順)
▶応募期限 6月24日(金)

○サンアビススポーツ塾の参加者とボランティアを募集
▶とき 毎週木曜日 18時～20時
▶ところ サン・アビリティーズ
▶対象 ①身体に障がいがある方で、活動場所までの移動手段を確保できる方 ②活動場所までの移動手段が確保でき、障がいのある方と一緒にスポーツを楽しめるボランティアの方(未成年者は保護者同伴)
▶内容 ソフトテニス・サウンドテーブルテニス・バドミントン・卓球など

○案内(共通)
▶応募方法 電話・FAX・Eメールで住所・氏名・生年月日・電話番号を障がい福祉課へ

**考古資料館へどうぞ
～企画展「かざりの世界」～**

☎43-0391

▶とき ～8月24日(水)
▶開館時間 9時～17時 (入館は16時30分まで)
▶休館日 毎月第3火曜日
※観覧料は無料。



まが玉

**勿来関文学歴史館へどうぞ
～企画展「さかづき」～**

☎65-6166

江戸時代から昭和初期までの「さかづき」や酒器73点と、熱かんセットを担ぐ人物が描かれた井原西鶴の浮世草子『本朝桜陰比事』などを紹介します。

▶とき ～7月19日(火)
▶開館時間 9時～17時 (入館は16時30分まで)
▶休館日 6月15日(水)
▶観覧料 一般=320円、中学・高校・高専・大学生=210円、小学生=160円
※6月30日(木)までは無料で観覧できます。



梶川派のさかづき

介護保険の負担を軽減・減免

長寿介護課介護保険係 ☎22-7616

○介護保険施設入所者などの食費・居住費を軽減
介護保険施設に入所(ショートステイを含む)した場合、次の要件に該当する方は、食費や居住費の負担が軽減されます。
▶対象 市民税非課税世帯に属する方

○社会福祉法人による利用者負担額を軽減
生活困難な低所得者の方が、社会福祉法人の事業所による介護保険サービスを利用した場合、介護費・食費・居住費の利用者負担額の一部を社会福祉法人が負担します。
▶対象 市民税非課税世帯に属する方で、年間収入が単身世帯で150万円以下など、5つの要件全てに該当する方

○旧措置入所者の利用者負担額を減免
介護保険制度開始前から特別養護老人ホームに入所していた低所得者(旧措置入所者)の方が、介護福祉施設サービスを利用した場合、旧措置時の費用に応じて、介護費・食費・居住費の負担を減免します。
▶対象 旧措置入所者
※東日本大震災などによる被災者の方は、利用者負担額や介護保険料が減免されます。詳しくは、7頁をご覧ください。
※軽減などを受けるには、認定証などが必要です。該当する方は、同課または各地区保健福祉センターへ申請してください。
※現在、認定証などの交付を受けている方は、6月30日(木)で有効期限が満了しますので、7月29日(金)までに更新手続きをしてください。

無料相談窓口一覧 (保存用)

※予約制のものとは登記・労働・行政
手続・税務・行政の相談を除き、
電話での相談も受け付けています。

相談名	相談内容	とき	相談員	ところ
市民	市に対する要望・苦情・意見や問い合わせ	月～金曜日 8時30分～17時15分	市民相談員	広報広聴課 (☎22-7438) または各支所市民相談員
登記	不動産登記の申請や手続きなどの司法書士の業務	第2火曜日 9時～12時	司法書士	広報広聴課 (☎22-7438)
労働	労務管理や社会保険、その他個別的労働問題	第3火曜日 10時～15時	社会保険労務士	
法律 (予約制)	社会生活上のトラブルを解決するための法的アドバイス	第2～4水曜日 14時～16時30分	弁護士	
行政手続	官公署に提出する許認可などの申請書類の作成や手続き	第1・4火曜日 10時～15時	行政書士	
税務	所得税・相続税・贈与税などの税一般に関わる申告・納付など	第1～4木曜日 10時～15時	税理士	
行政	国の行政機関に対する要望・苦情・意見など	第2金曜日 10時～15時	行政相談委員	
交通 (予約制)	交通事故の損害賠償や示談など	木曜日 13時～16時	交通相談員	消費生活センター内 (予約先:市民生活課☎21-8126)
消費生活	多重債務問題や訪問・通信販売などのトラブル	月～金曜日 9時～16時	消費生活相談員	消費生活センター (☎22-0999)
年金	国民年金全般	月～金曜日 9時～16時30分	年金アドバイザー	国保年金課 (☎21-8149)
心の健康 (予約制)	精神面・心の問題 (うつ病・ひきこもり・アルコール問題・認知症など)	月3回 (火曜日) 13時15分～16時30分	精神科医師など	保健所地域保健課 (☎27-8557)
母子・寡婦	母子・寡婦福祉資金の貸し付けなど	月・火・木・金曜日 8時30分～17時15分	母子自立支援員など	平地区保健福祉センター (☎22-7457) 小名浜地区保健福祉センター (☎54-2111内線5235)
家庭児童	不登校や友人関係、家庭生活上の悩み	月～金曜日 8時30分～17時15分	家庭相談員など	地区保健福祉センター内の家庭児童相談室
女性	離婚や夫などからの暴力、家庭不和、子どもの養育	月～金曜日 8時30分～17時15分	女性相談員など	小名浜地区保健福祉センター (☎54-2521) 内郷・好間・三和地区保健福祉センター (☎27-8612)
医療安全	医療に関する相談や情報提供など	月～金曜日 8時30分～17時15分	保健所職員	保健所内の医療安全相談センター (☎27-8556)
住宅リフォーム	業者の選び方、見積書の見方、契約の重要性などのアドバイス	月～金曜日 8時30分～17時15分	建築指導課職員	建築指導課 (☎22-7516)
すこやか教育	子ども いじめや友人関係、不登校、進路、勉強、家庭生活、男女交際など 保護者 子育てやしつけ、教育、不登校、交友関係、生活態度、非行など	◇面接: 月～金曜日 9時～17時 ◇電話: ①月～金曜日 9時～19時 ②土・日曜日、祝日 10時～12時、13時～17時 (これ以外の時間帯は留守番電話で対応)	すこやか教育相談員	総合教育センター (☎23-7261)
適応指導	保護者、児童・生徒 不登校の悩み	◇電話: 月・水・金曜日 10時～15時	適応指導教室指導員	総合教育センター (☎23-7261)
子ども健康教育	保護者、教職員、子ども 心身の発達面への特別支援	◇面接: 月～金曜日 9時～17時 (医師・臨床心理士による相談は月1回)	医師、臨床心理士、子ども健康教育相談員など	総合教育センター (☎22-3709)
心配ごと (一部予約制)	日常生活の悩みごと もめごとや悩みごとに対する法律上の解決方法	月・火・木・金曜日 10時～15時 第1水曜日 (予約制) 13時～16時	民生・児童委員 弁護士	市社会福祉協議会 (☎24-4850) 市社会福祉協議会 (☎23-3320)

※このほか、いわき総合労働相談コーナー (☎23-2255) で労働相談を、福島地方務局いわき支局 (☎23-1651) で人権の相談を、日本司法支援センター「法テラス」 (☎0570-078374) では、法的トラブルを解決するための情報提供を行っています。

芸術文化交流館からのお知らせ

アリオスチケットセンター ☎22-5800
東日本大震災の影響により、安全確認などのため、8月末までに予定されていた全ての公演・イベントと練習施設の貸し出しを中止・延期しています。

これに伴い中止・延期となった公演のうち、当館のチケットセンターで発行したチケットの払い戻しを受け付けています。

▶払い戻し受付日時/場所 ~8月31日(水) 10時～20時/アリオス本館1階チケットカウンター
▶手続きに必要なもの チケット、印鑑 (スタンプ印は不可)

※口座振り込みでの払い戻しも行っています。他のプレイガイドから購入したチケットの払い戻し方法など、不明な点はアリオスチケットセンターへお問い合わせください。

○心の健康相談
▼とき 7月12日(火) 13時
15分～16時30分
○うつに関する面接相談
▼とき 7月14日(木) 13時
15分～16時15分
○案内(共通)
☎27-8557

▼ところ 総合保健福祉センター
▼申込方法 事前に電話か窓口で
○保健所地域保健課母子保健係からのお知らせ
☎27-8597
○歯周病予防相談
▼とき 6月23日(木) 9時30分～10時30分・13時30分～14時30分
▼内容 歯周病リスクの検査や歯磨きの助言など
○歯ピカリ教室

▼とき 6月21日(火)、7月8日(金) 10時～11時30分
▼対象 1歳前後のお子さんと保護者
▼内容 むし歯予防の話と仕上げ磨きの実技など
○案内(共通)
▼ところ 総合保健福祉センター
▼申込方法 電話で
○母子健康相談
お子さんの発育や発達、子育ての悩みや不安などについて相談をお受けします。
▼サン・アビリティーズ
6月21日(火)、7月12日(火) 9時30分～11時
▼小名浜市民会館
6月24日(金) 9時30分～10時30分
▼上平多目的集会所
6日(水) 9時30分～10時
▼総合保健福祉センター
7月11日(月) 13時30分～14時
○授乳(おっぱい)相談
妊産婦さんから授乳期にある妊産婦さんや授乳の仕方などについて相談をお受けします。
▼小名浜市民会館
6月24日(金) 9時30分～10時30分

環境負荷軽減型住宅 太陽光・太陽熱・木質ペレット利用機器の設置費を補助

環境企画課環境企画係 ☎22-7528

▶対象 市内の個人住宅に、①太陽光発電システム、②太陽熱高度利用システム、③ペレットストーブを設置する方

※①は原則として、市内業者が受注した場合のみ。

▶補助額 ①=1kW当たり2万円(上限4kW、補助枠240件程度) ②=1台当たり3万円(補助枠10件程度)、③=1台当たり5万円(補助枠10件程度)

▶申込方法 同課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、〒970-8686 環境企画課へ(直接持参可)

▶申込期限 来年2月24日(金)
※申し込みの状況は、市ホームページで定期的にお知らせします。補助枠の件数に達した時点で、申し込み受け付けを終了します。



太陽光発電システム



▼総合保健福祉センター
日(金) 7月11日(月) 9時30分～11時30分
▼申込方法 電話で

暮らしの伝承郷へどうぞ

☎29-2230

▶開園時間 9時～17時(入園は16時30分まで)

▶休園日 毎週火曜日

※観覧料は6月30日(木)まで無料。

○伝承郷講座第4回「河童」を開催

▶とき 6月26日(日) 14時～15時30分

※「広報いわきクイズ『いわきグッチョイス』」と「市民のひろば」、「連載シリーズ」はお休みします。

休日当番医・日曜当番医・休日歯科診療

休日 当番医

6月5日(日)	かしま病院	9時~17時	鹿島町下蔵持	58-8010
	なこそ病院		勿来町	65-7755
	常磐病院		常磐上湯長谷町	43-4175
12日(日)	磐城中央病院附属診療所	9時~17時	小名浜南君ヶ塚町	53-3511
	呉羽総合病院		錦町	63-2181
	いわき湯本病院		常磐湯本町	42-3188
19日(日)	みずたに耳鼻咽喉科医院	9時~17時	小名浜愛宕町	73-1187
	榑田病院		榑田町	63-3202
	吉成内科		常磐上湯長谷町	42-2220
26日(日)	門屋整形・内科	9時~17時	小名浜	54-4047
	こうじま慈愛病院		錦町	63-5141
	加沢胃腸整形外科		常磐水野谷町	42-2198
7月3日(日)	小名浜生協病院	9時~17時	小名浜岡小名	53-4374
	なこそ病院		勿来町	65-7755
	渡辺産科婦人科		常磐関船町	42-4567
10日(日)	石井脳神経外科・眼科病院	9時~17時	小名浜林城	58-3121
	矢吹病院		佐糠町	63-1818
	いわき湯本病院		常磐湯本町	42-3188

日曜 小児専門当番医 9時~12時

6月	5日(日)	菅波整形外科小児科 (四倉町)	32-8100
	12日(日)	渡辺クリニック (平字南町)	25-1170
	19日(日)	ながい小児科 (平上荒川)	28-2535
7月	3日(日)	相原小児科医院 (内郷御殿町)	26-5551
	10日(日)	おおはらこどもクリニック (東田町)	63-0001
	26日(日)	おおはらこどもクリニック (東田町)	63-0001

休日 歯科診療 9時~12時 13時~16時 (受付終了時間15時30分)

休日救急歯科診療所 (総合保健福祉センター内) ☎27-8620

6月	5日、12日、19日、26日
7月	3日、10日、17日・18日、24日、31日

※このほかにも休日に診療している医療機関がありますので、あらかじめかかりつけの医療機関などで確かめてください。

※変更となる場合がありますので、事前に当番医療機関、または消防署(☎23-0119)へお問い合わせください。市ホームページでも公開していますのでご覧ください。

休日夜間急病診療所 (総合磐城共立病院内)
☎27-1208
平日 20時~24時
土曜日 20時~翌日7時
休日 9時~24時

県子ども救急電話相談

☎024-521-3790または
#8000 (プッシュ回線・携帯電話)
毎日 19時~翌朝8時

- かかりつけ医をもちましょう
- コンビニ受診はやめましょう
- 救急車は適正に利用しましょう

県放射線に関する問い合わせ窓口

☎024-521-8127
毎日 8時30分~21時



市民の健康教室

健康教室



提供 (社)いわき市医師会 ☎27-7155

腰痛予防のための運動療法

腰痛を発生する原因として、体幹・臀部・下肢の筋の過緊張や筋力低下、肥満や不適切な姿勢に伴う腰部への多大なストレスなどが挙げられます。したがって、腰痛の予防のためには日常生活での注意が必要で「姿勢の改善」と「運動」が重要な柱となります。

良い姿勢とは、脊柱の生理的湾曲(頸椎前湾、胸椎後湾、腰椎前湾のS字状)を保つことであり、立位・座位とも行うことが重要です。腰痛の予防には良い姿勢の保持が必要ですが、そのためには腰椎・骨盤のアライメント(位置)に関わる体幹・下肢の筋群の柔軟性と筋力が必要です。

運動療法にはストレッチングや筋力強化訓練があります。体幹や下肢筋の過緊張・短縮および拘縮

は不良姿勢の原因の一つであり、運動療法の中でストレッチングは不良姿勢を改善するために特に重要です。具体的には、腹筋・腸腰筋・大臀筋・ハムストリングス(大腿後部)・大腿直筋などに行われ、その効果は組織の柔軟性の向上・関節可動域の改善・筋疲労の回復などのほか、精神的リラクゼーションも期待できます。筋力強化訓練は腰椎の安定性を獲得し、不安定性により刺激される腰椎周辺の神経由来の痛みを軽減するために有効な手段です。

ストレッチングや筋力強化訓練は間違った方法で行うと効果がな

いばかりか、筋組織などを損傷させ痛みの原因になり得るため、注意が必要で、正しく行えば、腰痛予防のための有効な手段です。

産婦人科医療録

けんこうQ&A

循環器科①

心不全について
心不全とは何ですか。心臓のポンプ作用により酸素や栄養を運ぶ血液が全身を循環していきま

骨粗しょう症

【細身で小柄な女性や、体重の少ない女性が骨粗しょう症になりやすいと聞いたことがあります。なぜでしょう?】
閉経後に女性ホルモン(主にエストロゲン)が減少することが大きな原因の一つです。

骨粗しょう症とは、骨の量が減少し、閉経後の5年間は約15%が減少するといわれており、五十歳以上の女性の約30%が骨粗しょう症の治療を要します。細身の女性や、体重の少ない女性には特に骨粗しょう症になりやすいといわれています。このように、骨に力がかかると骨が太りやすくなり、骨の量が減少し、骨が弱くなっていきます。思春期の無理なダイエットをせず、十分なカルシウム摂取を含めてバランスの良い食事を取り、適度な運動を続けることが大切です。

心不全にひどくなる急性心不全と、弱った状態で安定している慢性心不全に分かれます。どのような治療がありますか。薬による治療が基本になります。薬には尿を出してむくみをとる薬、強心薬、心臓に負担を掛けないようにホルモンや神経を抑える薬などがあります。状態により入院が必要となります。治療が難しい場合にはペースメーカー、人工心臓、心臓移植などもあります。